
令和元年度第5回岩手県公共事業評価専門委員会

日 時 令和2年2月13日（木）15：00～15：30

場 所 岩手県公会堂15号室

次 第

1 開 会

2 議 事

- （1）専門委員長及び副専門委員長の選任について
- （2）令和2年度公共事業評価専門委員会の開催予定について
- （3）公共事業評価に係る評価基準の一部改正について
- （4）その他

3 閉 会

岩手県公共事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	土木環境	
泉 桂子	岩手県立大学総合政策学部 准教授	森林経理学 地域活性化論 現代農村社会論	
小笠原 敏記	岩手大学理工学部 教授	海岸工学	
清水 真弘	堤研一事務所 公認会計士・税理士	企業会計	
谷本 真佑	岩手大学理工学部 助教	交通工学	(新規)
武藤 由子	岩手大学農学部 准教授	農業土木	(新規) (欠席)

(敬称略)

令和元年度第5回公共事業評価専門委員会
配付資料一覧

- 資料 No. 1 令和2年度公共事業評価専門委員会の開催予定について
- 資料 No. 2 公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

令和2年度岩手県公共事業評価専門委員会の開催予定について

1 審議案件

○再評価結果の審議

東日本大震災津波からの復旧・復興に係る対応の状況を踏まえ、令和元年度に引き続き、再評価地区のうち、特に審議を要する案件を選定の上、諮問し、審議いただく予定です。(令和元年9月11日第4回公共事業評価専門委員会了承)。

【選定方法】

再評価を実施した地区のうち、再評価要件の「着手から10年度内に完成見込みなし」又は「前回再評価から5年度内に完成見込みなし」に該当する事業地区であって、令和元年度末時点の進捗率が概ね90%以上又は当該地区より総事業費が大きい再評価地区が同一年度に委員会に諮問されること、かつ、再評価の中項目評価に「c」がないものについては諮問の対象外とする。

(「c」の例)

- ・事業計画に大幅な変更がある事業、・事業のあり方の議論・見直しの検討があるもの、
- ・ $B/C < 1$ の事業、・休止事業において事業実施の課題解決が難しく見通しが立たない事業など

令和2年度に再評価を予定している事業地区は12地区であり、このうち公共事業評価専門委員会への諮問を見込んでいるのは、5地区です。(下表参照)

番号	課名	事業名	路線名等	箇所名	総事業費 (単位:百万円)	事業着手 年度	事業完了 予定年度	再評価の 要件※	令和元年度 末の進捗率 (%)	諮問の 見込み
農林水産部										
1	農村建設課	中山間地域総合整備事業 (生活、一般、広域)	江刈	葛巻町	1,221	H22	R4	②	69	
2	農村建設課	農道整備事業	袋主	軽米町	1,500	H23	R6	②	27	○
3	森林保全課	林道整備事業	畑福	葛巻町	1,920	H18	R8	③	39	
4	森林保全課	林道整備事業	平根山	陸前高田市	2,150	H18	R6	③	71	○
国土整備部										
1	河川課	総合流域防災事業(河川)	一級河川北上川水系広瀬川	奥州市	4,321	H3	R10	③	24	
2	河川課	広域河川改修事業	一級河川北上川水系千厩川	一関市	3,383	H8	R8	③	68	
3	河川課	広域河川改修事業	二級河川気仙川	陸前高田市、住田町	3,000	H27	R12	⑥	65	○
4	河川課	治水施設整備事業	一級河川馬淵川水系安比川	八幡平市浅沢	990	H13	R3	③	52	
5	河川課	治水施設整備事業	一級河川北上川水系 大白沢川	矢巾町北伝法寺	387	H23	R6	②	56	
6	河川課	治水施設整備事業	一級河川北上川水系本郷川	北上市鷹鳥羽	240	H22	R5	②	38	
7	砂防災害課	火山砂防事業	一級河川北上川水系	平笠東沢	369	H27	R3	①	22	○
8	都市計画課	都市計画道路整備事業	盛岡駅本宮線	杜の大橋	3,610	H23	R2	②	17	○

※再評価の要件

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業(再評価を行う翌年度内に完了が見込まれるものは除く。)
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業(再々評価)(再評価を行う翌年度内に完了が見込まれるものは除く。)
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業(地域高規格道路及びダム事業に限る)
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)

2 報告案件

○事後評価結果の報告

- ・地すべり防止事業（増沢）【農林水産部】
- ・総合流域防災事業（一級河川北上川水系南川 三本柳）【県土整備部】

※令和2年度は、事後評価実施地区数は大規模事業と合計で4地区となります。

3 年間スケジュール

開催時期	専門委員会	再評価 (審議)	事後評価 (報告)	備考
6月	第1回専門委員会	○		諮問審議
7月	第2回専門委員会（現地調査）	○		
8月	第3回専門委員会	○		継続審議
9月	第4回専門委員会	○	○	答申案検討
10月	専門委員会（予備日）			
2月	第5回専門委員会			翌年度スケジュール等

公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

○ 道路整備事業評価に係る事業別評価指標及び配点について

社会経済情勢の変化などにより以下の事業について、評価指標「重要性（1）ネットワークの位置付け」の区分を見直すもの。

【対象事業（県土整備部所管事業）】

- ・ 地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）
- ・ 地域連携道路整備事業（地域密着型）
- ・ 地域道路整備事業（地域密着型）

① 「交流促進型広域道路」と「地域形成型広域道路」の削除

上記路線については、平成5年度に策定した「岩手県広域道路整備基本計画」において位置付けた路線であるが、策定から30年弱経過し、市町村合併など社会経済情勢の変化とともに路線の位置付けが変化していることから削除するもの。

② 「重要物流道路」、「代替・補完路」の追加

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網について、上記路線を国で指定したことに伴い追加するもの。

③ ネットワーク形成型における「緊急輸送道路」の配点の変更

「緊急輸送道路」は、昨今の度重なる災害から重要性が高まっており、いわて県民計画（2019～2028）のいわて幸福関連指標にも設定されていることから、配点を変更するもの。

（変更前）9点

（変更後）12点

【施行日】 令和2年4月1日

※詳細は別添新旧対照表のとおり。

改正前		改正後		
別記1関係	別記1関係		別記1関係	
対象事業	・地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)		・地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)	
評価項目	評価指標	区分	配点	
必要性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m ・現況幅員<規定値-1m ・現況幅員<規定値 ・現況幅員≥規定値	5 4 3 0	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<-10km/h縮小値 ・現況半径<-10km/h規定値 ・現況半径<規定値 ・現況半径≥規定値	5 4 3 0	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。
	(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値 ・現況勾配>-10km/h規定値 ・現況勾配>規定値 ・現況勾配≤規定値	5 4 3 0	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。
	(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし ・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	3 0	
	(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≥1.0 ・現況混雑度<1.0	2 0	道路交通センサス
	(6)定時性 (2点)	・10km/h以上 ・5km/h以上10km/h未満 ・5km/h未満	2 1 0	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)→旅行速度(冬)により求める。
	(7)事故率 (3点)	・50件/億台 ^年 以上 ・履歴あり ・履歴なし	3 1 0	・過去3か年の人身事故を対象とする
	(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域 ・準過疎市町村かつ山村振興地域 ・過疎市町村 ・準過疎市町村または山村振興地域 ・上記以外の地域	5 4 3 2 0	
重要性 (30点)	(1)ネットワークの位置付け (15点)	・地域高規格道路、 交流促進型広域道路 、高規格幹線道路と一体となった道路 ・ 緊急輸送道路 かつ 地域形成型広域道路 、広域振興圏間連絡道路 ・ 緊急輸送道路 、 地域形成型広域道路 、広域振興圏内主要都市連絡道路 ・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路、上記以外	15 12 9 3	
	(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し 産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・救急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路	15 12 9 0	
緊急性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり ・なし	5 0	
	(2)冠水区間、主要渋滞ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり ・なし	5 0	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。
	(3)10Km以内に迂回道路 (5点)	・なし ・あり	5 0	
効率性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≤B/C ・1.5≤B/C<3.0 ・1.0≤B/C<1.5 ・0.6≤B/C<1.0 ・B/C<0.6	20 18 15 7 0	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C
	熟度 (5点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点) ・60%以上 ・30%以上60%未満 ・0を超え30%未満 ・0% (2)地元要望 (2点) ・あり ・なし	3 2 1 0 0 2 0	・用地費ベース
計(100点)				
※ 計測可能な便益項目について ・ 国のマニュアルの3便益(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少)は全箇所において計測。 ・ その他、箇所毎に計測すべき便益(環境改善、通行危険箇所解消、異常気象時通行不能区間解消、大型車すれ違い困難解消、歩行快適性・安全性向上、公共施設等アクセス向上、救急病院等アクセス向上)についても計測可能なものは便益として計上。 ・ しかしながら、全ての便益項目を網羅的に計測することは一般的には困難であり、計測可能な便益項目のみのB/Cとしているもの。				
(参考) 総合評価時に参考とする修正費用便益比について 総合評価時は、上記の費用便益比のほか、別途、地域間格差を考慮した修正費用便益比も参考とする。 修正費用便益比：所得水準や物価水準といった地域間格差を考慮し、東京を基準(1.0)とした地域別の地域修正係数を乗じて修正した費用便益比 地域修正係数の値： 県央=1.407、県南=1.609、沿岸=1.635、県北=1.736				
※ 計測可能な便益項目について ・ 国のマニュアルの3便益(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少)は全箇所において計測。 ・ その他、箇所毎に計測すべき便益(環境改善、通行危険箇所解消、異常気象時通行不能区間解消、大型車すれ違い困難解消、歩行快適性・安全性向上、公共施設等アクセス向上、救急病院等アクセス向上)についても計測可能なものは便益として計上。 ・ しかしながら、全ての便益項目を網羅的に計測することは一般的には困難であり、計測可能な便益項目のみのB/Cとしているもの。				
(参考) 総合評価時に参考とする修正費用便益比について 総合評価時は、上記の費用便益比のほか、別途、地域間格差を考慮した修正費用便益比も参考とする。 修正費用便益比：所得水準や物価水準といった地域間格差を考慮し、東京を基準(1.0)とした地域別の地域修正係数を乗じて修正した費用便益比 地域修正係数の値： 県央=1.407、県南=1.609、沿岸=1.635、県北=1.736				
備考 ・ 区分の整理 ・ 改正部分は下線の部分				

改正前

別記1関係

対象事業	・地域連携道路整備事業(地域密着型) ・地域道路整備事業(地域密着型)			
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。
		・現況幅員<規定値-1m	4	
		・現況幅員<規定値	3	
		・現況幅員≧規定値	0	
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<-10km/h縮小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。
		・現況半径<-10km/h規定値	4	
		・現況半径<規定値	3	
		・現況半径≧規定値	0	
(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。	
	・現況勾配>-10km/h規定値	4		
	・現況勾配>規定値	3		
	・現況勾配≦規定値	0		
(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし	3 0		
	・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である			
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≧1.0	2	道路交通センサス	
	・現況混雑度<1.0	0		
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)－旅行速度(冬)により求める。	
	・5km/h以上10km/h未満	1		
	・5km/h未満	0		
(7)事故率 (3点)	・50件/億台*以上	3	・過去3か年の人身事故を対象とする	
	・履歴あり	1		
	・履歴なし	0		
(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域	5		
	・準過疎市町村かつ山村振興地域	4		
	・過疎市町村	3		
	・準過疎市町村または山村振興地域	2		
	・上記以外の地域	0		
重 要 性 (20点)	(1)ネットワークの位置付け (5点)	・ 交流促進型広域道路 、高規格幹線道路と一体となった道路、 緊急輸送道路かつ地域形成型広域道路 、広域振興圏間連絡道路	5	
		・緊急輸送道路、 地域形成型広域道路 、広域振興圏間主要都市連絡道路	4	
		・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路	3	
		・上記以外	2	
	(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し 産業振興 ・物流支援 ・農業支援 ・林業支援 ・水産業支援 製造業支援 ・観光支援 生活支援 ・救急医療アクセス向上 ・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上 ・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路	15 12 9 0	
緊 急 性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり ・なし	5 0	
	(2)冠水区間、主要渋滞ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり ・なし	5 0	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。
	(3)部分供用の有無 (2点)	・あり ・なし	2 0	
	(4)10Km以内に迂回道路 (3点)	・なし ・あり	3 0	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≦B/C	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C
		・1.5≦B/C<3.0	18	
		・1.0≦B/C<1.5	15	
		・0.6≦B/C<1.0	7	
		・B/C<0.6	0	
熟 度 (15点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点)	・60%以上	3	・用地費ベース
		・30%以上60%未満	2	
	・0を超え30%未満	1		
	・0%	0		
(2)地元要望 (12点)	・あり	12		
	・なし	0		
計(100点)				

※ 計測可能な便益項目について

- ・国のマニュアルの3便益(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少)は全箇所において計測。
- ・その他、箇所毎に計測すべき便益(環境改善、通行危険箇所解消、異常気象時通行不能区間解消、大型車すれ違い困難解消、歩行快適性・安全性向上、公共施設等アクセス向上、救急病院等アクセス向上)についても計測可能なものは便益として計上。
- ・しかしながら、全ての便益項目を網羅的に計測することは一般的には困難であり、計測可能な便益項目のみのB/Cとしているもの。

(参考)

総合評価時に参考とする修正費用便益比について
総合評価時は、上記の費用便益比のほか、別途、地域間格差を考慮した修正費用便益比も参考とする。
修正費用便益比：所得水準や物価水準といった地域間格差を考慮し、東京を基準(1.0)とした地域別の地域修正係数を乗じて修正した費用便益比
地域修正係数の値： 県央=1.407、県南=1.609、沿岸=1.635、県北=1.736

改正後

別記1関係

対象事業	・地域連携道路整備事業(地域密着型) ・地域道路整備事業(地域密着型)			
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。
		・現況幅員<規定値-1m	4	
		・現況幅員<規定値	3	
		・現況幅員≧規定値	0	
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<-10km/h縮小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。
		・現況半径<-10km/h規定値	4	
		・現況半径<規定値	3	
		・現況半径≧規定値	0	
(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。	
	・現況勾配>-10km/h規定値	4		
	・現況勾配>規定値	3		
	・現況勾配≦規定値	0		
(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし	3 0		
	・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である			
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≧1.0	2	道路交通センサス	
	・現況混雑度<1.0	0		
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)－旅行速度(冬)により求める。	
	・5km/h以上10km/h未満	1		
	・5km/h未満	0		
(7)事故率 (3点)	・50件/億台*以上	3	・過去3か年の人身事故を対象とする	
	・履歴あり	1		
	・履歴なし	0		
(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域	5		
	・準過疎市町村かつ山村振興地域	4		
	・過疎市町村	3		
	・準過疎市町村または山村振興地域	2		
	・上記以外の地域	0		
重 要 性 (20点)	(1)ネットワークの位置付け (5点)	・ (削除) 、高規格幹線道路と一体となった道路、 (削除) 、広域振興圏間連絡道路、 重要物流道路、代替・補完路	5	
		・緊急輸送道路、 (削除) 、広域振興圏間主要都市連絡道路	4	
		・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路	3	
		・上記以外	2	
	(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し 産業振興 ・物流支援 ・農業支援 ・林業支援 ・水産業支援 製造業支援 ・観光支援 生活支援 ・救急医療アクセス向上 ・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上 ・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性・走行性確保 ・県際道路	15 12 9 0	
緊 急 性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり ・なし	5 0	
	(2)冠水区間、主要渋滞ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり ・なし	5 0	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。
	(3)部分供用の有無 (2点)	・あり ・なし	2 0	
	(4)10Km以内に迂回道路 (3点)	・なし ・あり	3 0	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≦B/C	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C
		・1.5≦B/C<3.0	18	
		・1.0≦B/C<1.5	15	
		・0.6≦B/C<1.0	7	
		・B/C<0.6	0	
熟 度 (15点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点)	・60%以上	3	・用地費ベース
		・30%以上60%未満	2	
	・0を超え30%未満	1		
	・0%	0		
(2)地元要望 (12点)	・あり	12		
	・なし	0		
計(100点)				

※ 計測可能な便益項目について

- ・国のマニュアルの3便益(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少)は全箇所において計測。
- ・その他、箇所毎に計測すべき便益(環境改善、通行危険箇所解消、異常気象時通行不能区間解消、大型車すれ違い困難解消、歩行快適性・安全性向上、公共施設等アクセス向上、救急病院等アクセス向上)についても計測可能なものは便益として計上。
- ・しかしながら、全ての便益項目を網羅的に計測することは一般的には困難であり、計測可能な便益項目のみのB/Cとしているもの。

(参考)

総合評価時に参考とする修正費用便益比について
総合評価時は、上記の費用便益比のほか、別途、地域間格差を考慮した修正費用便益比も参考とする。
修正費用便益比：所得水準や物価水準といった地域間格差を考慮し、東京を基準(1.0)とした地域別の地域修正係数を乗じて修正した費用便益比
地域修正係数の値： 県央=1.407、県南=1.609、沿岸=1.635、県北=1.736

(略)

備考 ・区分の整理 ・改正部分は下線の部分